

第一章

序論

第一章 序論

1-1 本研究の背景

わが国では従来、一般廃棄物は排出された自治体内での収集・運搬・処理が義務付けられていた一方で産業廃棄物に関してはそういった決まりはなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において排出事業者が自ら処理しなければならないとする排出事業者責任の原則が採用されている。排出事業者責任原則の考え方から、産業廃棄物の処理は通常の企業の活動と同様に経済原則に従って扱われるものであるため、自治体の枠を超えた広域処理がされてきた。しかし 1990 年に発生した香川県豊島における大規模不法投棄事件を筆頭とする県外産業廃棄物の不法投棄問題などの不適正処理をきっかけに、いくつかの都道府県では流入抑制措置として搬入前に協議や届出を行うように定めた条例や要綱を定めるに至った¹⁾。2010 年 11 月現在、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、山梨県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、福岡県、沖縄県を除く 34 の自治体で何らかの規制が導入されている。

こういった条例や要綱が施行され始めて約 20 年が経過したが、現在までに全国規模での流入抑制措置に関する研究はされておらず、その施行実態や運用実態、及び事業者の現状の詳細などは明らかではない。

1-2 本研究の目的

本研究の目的は、以下の 2 つである。

- 目的 1 制定経緯を含めた、各自治体における流入抑制措置の施行実態を明確にすること。
- 目的 2 流入抑制措置が実際にどのように実施されているか、自治体の実施実態および受入先である産業廃棄物処理事業者の現状を明確にすること。

本研究では、制度の施行以来明確にされていない流入抑制措置の実態を、条例等の本文における施行実態と、協議を実際に行っている実施実態の側面から実態把握を行う。

1-3 本研究の意義

各自治体の流入抑制措置に関する施行実態及び実施実態を把握することで、今後自治体が流入抑制措置を導入する、あるいは制度内容の改正を行う際に参考となる。

1-4 本研究の方法

研究方法は以下の 5 段階で行う。

- (1) 各自治体の HP を基に、県外産業廃棄物の流入抑制措置に関する条例等を施行している自治体の基礎情報をまとめる。HP での検索では把握しきれなかった自治体についてはメールでの簡単なアンケートを行う。
- (2) 各自治体の条例等の本文に記載されている項目をまとめ、それらの比較・分析を行う。
- (3) (2)では得ることのできなかつた情報や、浮かび上がった疑問点、自治体が実施して

いる内容などを自治体に対するアンケート調査票による調査を実施し、施行実態および実施実態を明確にする。

- (4) 県外産業廃棄物を受け入れている処理事業者に対してアンケート調査票による調査を行い、流入抑制措置が処理事業者へ与える影響について把握する。
- (5) 環境省の産業廃棄物の広域処理に関するデータを基に、制度導入前後における県外産業廃棄物の流入量の変化を明確にし、自治体および事業者の実態との関係を明確にする。

1-5 本研究の構成

第一章では、本研究における背景・目的・意義・方法・構成・用語をまとめた序論。

第二章では、流入抑制措置に関する取組みについて取り上げている。流入抑制措置の概要について詳述する。

第三章では、流入抑制措置の実施状況を明らかにするため、各自治体の条例等本文から抽出した条例項目をいくつか取り上げ、それに関するアンケート結果と併せて記載状況、制定状況、現状等を詳述する。

第四章では、自治体に関するアンケート調査によって判明した自治体の実施実態や現状等を詳述する。

第五章では、県外産業廃棄物を実際に処理している処理事業者へのアンケート調査によって判明した処理事業者の現状や今後の制度への改善点等を詳述する。

第六章では、流入抑制措置の導入前後での県外産業廃棄物の流入量の変化などについて詳述する。

第七章では、結果と今後の課題について述べる。

1-6 本研究の用語

- * 県外産業廃棄物：本研究で「県外産業廃棄物」とは、処理される自治体外から搬入される産業廃棄物のことを意味する。
- * 自治体：本研究で「自治体」とは、都道府県のことを意味する。
- * 条例等：本研究で「条例等」とは、各自治体の県外産業廃棄物受入に対する条例・要綱・要領・施行規則及び規則細則を意味する。
- * 流入抑制措置：本研究で「流入抑制措置」とは、県外産業廃棄物を搬入する際に自治体が県外排出事業者又は県内処理事業者に事前協議、届出などを求める行政上の制度を意味する。
- * 協議等：本研究で「協議等」とは、事前協議制度または原則禁止に係る協議および届出制度に係る届出を意味する。

1) 環境省：産業廃棄物行政に関する懇談会報告書、

<<http://www.env.go.jp/recycle/report/h14-01.pdf>>, 2010.2.27